

(市会改革推進委員会資料)

平成23年10月

### 北九州市議会基本条例の制定について（報告）

北九州市において、川崎市、さいたま市、名古屋市、広島市、新潟市に続いて、政令指定都市で6番目となる議会基本条例が制定されましたので、報告します。

北九州市議会基本条例の条文は、別添のとおりです。

なお、川崎市、広島市及び新潟市の条例も添付しております（さいたま市及び名古屋市の条例については、本委員会に提出済み。）。

#### ○ 北九州市議会基本条例の制定までの経過

平成22年3月 議会基本条例検討会を設置。

構成：5人以上が所属する会派から3名ずつ選出（15名）

位置付け：議長の諮問機関

平成23年6月 議会基本条例（素案）を取りまとめ。

7月15日～8月14日 議会基本条例（素案）に対するパブリックコメントを実施。

7月31日 議会基本条例（素案）に係る市民説明会を開催。

9月30日 全会一致で可決。同日公布。

(平成23年9月30日条例第31号)

## 北九州市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会の役割（第2条）

第3章 議員の役割（第3条—第5条）

第4章 議会と執行機関との関係（第6条—第8条）

第5章 議会運営（第9条—第11条）

第6章 議会と市民との関係（第12条—第16条）

第7章 議会の機能強化（第17条—第20条）

第8章 その他（第21条—第25条）

#### 付則

日本国憲法においては、地方自治体にはその議事機関として議会が設置されることや、議会の議員と執行機関である地方自治体の長はそれぞれの選挙を通じて主権者から信任を得て、その役割を果たす二元代表制をとることが規定されている。

この二つの代表機関は、相互に独立・対等の立場で、互いを尊重し、それぞれ適切にその役割を果たすことが求められている。

国と地方の関係に大きな変化が生じ、議会に対する市民の関心も高まりを見せるなか、北九州市議会においても市民との協働による開かれた議会の実現を目指すことが求められている。

よって、北九州市議会は、市民への責任を果たすため、議会や議員の役割及び活動原則、議会と執行機関との関係及び議会と市民との関係等を明らかにし、市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、地方自治及び二元代表制の趣旨に基づき、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民との協働による開かれた議会の実現を図り、もって市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

### 第2章 議会の役割

#### (議会の役割及び活動原則)

第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行うこと。

- (2) 独任制である市長その他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政の課題について調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民との意見交換等を通じて多様な課題の解決に取り組むこと。
- (2) 議員相互間及び市長その他の執行機関との討議を活発に行うこと。
- (3) 議会活動について、市民への説明責任を果たし、情報公開を行うこと。
- (4) 議会を取り巻く情勢の変化を認識し、不断の議会改革を行うこと。

### 第3章 議員の役割

#### (議員の責務)

第3条 議員は、公選による公職にある者として市民を代表して活動を行い、研さんによ努め、高い倫理観に基づいて行動し、市民からの負託に応えなければならない。

#### (議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査を行うこと。
  - (2) 市政の課題について、政策立案及び政策提言を行うこと。
  - (3) 市民との協働による開かれた議会の実現に資するため、不断の努力を行うこと。
- 2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
- (1) 多様な市民の意見と市政の課題を的確に把握し、市の政策立案及び政策提言に適切に反映させること。
  - (2) 市の政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行うこと。
  - (3) 各区の実情等の把握に努め、市全体の利益を勘案して、本市の意思決定に反映させること。
  - (4) 自らの議会活動及び議会における政策立案、政策決定等の過程について、市民にわかりやすく説明すること。

#### (会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

### 第4章 議会と執行機関との関係

#### (市長その他の執行機関との関係)

第6条 二元代表制の下、議事機関である議会と市長その他の執行機関は、独立対等の

立場で、適度な緊張関係と信頼関係を築き、相互の議論を深め、調整を行いながら、本市の意思決定を行う。

(資料の要求)

第7条 議会は、市長その他の執行機関に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。

(議決事件)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件については、別に定める。

第5章 議会運営

(議会運営)

第9条 議会は、議会の運営に当たり、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則に則り民主的で円滑な運営を推進する。

2 議会運営に関する事項については、この条例の趣旨に則り、議会運営委員会において協議し、調整する。

3 議長は、議会を代表して、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

4 副議長は、議長と協力し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

(委員会)

第10条 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を置き、必要に応じて特別委員会を置く。

2 常任委員会は、その所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行い、議案、陳情等を審査する。

3 議会運営委員会は、適正かつ効率的な議会運営の実現に資するため、議会の運営に関する事項等について調査を行い、議案、陳情等を審査する。

4 特別委員会は、その目的、委員の数、設置する期間を明確にして、特定の付議事件を審査する。

(会議等における質疑応答)

第11条 会議等における質疑応答は、市民へのわかりやすさに留意する。

2 会議等における質疑応答については、議員は、一問一答方式又は一括質問一括答弁方式のいずれかを選択することができる。

3 市長その他の執行機関は、論点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言することができる。

第6章 議会と市民との関係

(市民参加)

第12条 議会は、議会活動の過程において、市民との協働による開かれた議会の実現に努めなければならない。

(公聴会及び参考人制度の活用)

第13条 議会は、議案等の審査及び調査に当たっては、公聴会及び参考人の制度を積極的に活用するものとする。

(議会報告会の開催)

第14条 議会は、必要に応じて議会報告会を開催し、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、市民が市政に関心を深める議会広報を行い、情報伝達手段の進化に応じて充実、強化しなければならない。

(会議等の公開)

第16条 議会は、開かれた議会運営に資するため、会議等を原則として公開する。

2 議会は、本会議の会議録及び委員会の議事等の記録を作成し、公開する。

3 議会は、会議等で用いた資料を積極的に公開する。

## 第7章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第17条 議会は、市長その他の執行機関の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(学識経験者等の活用)

第18条 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

(議会事務局の機能強化)

第19条 議会は、議会の機能を充実強化し、効果的かつ円滑な運営を確保するため、議会事務局を設置し、その機能強化に努めるものとする。

2 議会事務局は、議長の指揮監督の下、議会活動を補佐し、議会に関する事務を執行する。

3 議会は、専門的な知識経験を有する者等を活用する等、議会事務局の体制の強化及び運営の充実を図ることができる。

(議会図書室の充実強化)

第20条 議会は、その役割を果たすために、必要な資料等を収集し、保管する議会図書室を設置し、充実強化に努めるものとする。

## 第8章 その他

(議員定数等)

第21条 議員定数並びに議員報酬、費用弁償及び期末手当については、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の地方自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、別に条例で定める。

(政務調査費)

第22条 議会は、政務調査費を活用して、政策立案及び政策提言並びに市長その他の執行機関に対する適切な監視及び評価などの議会活動の充実強化に努めるものとする。

2 政務調査費については、その使途の透明性を確保しなければならない。

3 政務調査費の交付に関する事項については、別に条例で定める。

(議員の資産等の公開)

第23条 政治倫理の確立のための議員の資産等の公開については、別に条例で定める。

(他の条例等との関係)

第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第25条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う。

付 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

平成21年6月23日条例第21号（制定）  
平成23年7月4日条例第26号（改正）

## 川崎市議会基本条例

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員（第3条～第5条）
- 第3章 議会と市長等との関係（第6条～第8条）
- 第4章 議会運営（第9条～第11条）
- 第5章 市民と議会（第12条～第14条）
- 第6章 議会の体制整備（第15条～第18条）
- 第7章 他の条例との関係等（第19条・第20条）

#### 附則

日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、市議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担っている。

行政需要が増大する今日、本市では、地方分権時代における自律的な自治運営を支えるため行財政能力を更に強化することに加え、大都市が抱える諸課題に対してより的確に対応することが必要となってきており、本市の議事機関である市議会の役割がますます重要となっている。

こうした中、議員は、市民の負託にこたえるとともに、開かれた場での議論によって議会の透明性を確保しつつ本市の諸課題を解決するため、積極的に活動することが求められている。

また、市議会そして議員が期待される役割を果たしていくためには、従来の考え方や活動にとどまることなく、自ら議会改革を進めていくとともに、地方公共団体の議会の権限を更に強化していくこと、そして議会の構成員である議員の役割と身分上の位置付けの明確化を図ることが必要となっている。

市議会では、これまでの議会改革を更に進め、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

#### (条例の尊重等)

第2条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

2 議会及び議員は、この条例の趣旨を十分に尊重して議会を運営しなければならない。

### 第2章 議会及び議員

#### (議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。

(2) 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。

(3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。

(4) 意見書、決議等により、国への意見表明等を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。

(2) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。

(3) 議会の役割を不斷に追求し、自らの改革に継続的に取り組むこと。

#### (議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、及び議事機関の構成員として、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 議会の会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）において議案等の審議、審査等を行うこと。

(2) 市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。

(3) 各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 市民の代表として、誠実かつ公正な職務の遂行に努め、自らの議会活動について市民への説明責任を果たすこと。

(2) 市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、的確な判断を行うこと。

(3) 自らの資質の向上を図るため、不断の研さんへ努めること。

#### (会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

### 第3章 議会と市長等との関係

#### (市長等との関係の基本原則)

第6条 議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、市長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

#### (議会への説明等)

第7条 予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画（市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいい、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を含む。以下同じ。）等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

3 市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。

#### (議決事件)

第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 基本計画の策定又は変更

(2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち特に重要なものの策定又は変更

(3) 姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの

### 第4章 議会運営

#### (会議等の運営)

第9条 議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、円滑かつ効率的な運営を推進するものとする。

#### (委員会の活動)

第10条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に發揮しなければならない。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

#### (会議における質疑応答等)

- 第11条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について会議等において質疑し、又は質問することができる。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとする。
- 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。
- 3 会議等における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一問一答方式等の効果的な方法を選択することができる。
- 4 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。

### 第5章 市民と議会

#### (市民との関係)

- 第12条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。

- 2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。

#### (広報の充実)

- 第13条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。

#### (会議等の公開)

- 第14条 議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

### 第6章 議会の体制整備

#### (議会の機能の強化)

- 第15条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

- 2 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

#### (調査機関の設置)

- 第16条 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるとときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

#### (議会局)

- 第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させることにより、議会機能の充実を図

るため、議会活動を補佐する議会局の機能強化に努めるものとする。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

第7章 他の条例との関係等

(他の条例との関係)

第19条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定める。

2 前項の条例について、これを制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を踏まえ、議員又は委員会がこれを提出するものとする。

(条例の見直し)

第20条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年7月4日条例第26号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(平成22年12月20日条例第33号)

## 広島市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則等（第4条～第7条）

第3章 市民との関係（第8条～第11条）

第4章 市長等との関係（第12条・第13条）

第5章 議会の機能強化等（第14条～第17条）

第6章 雜則（第18条・第19条）

#### 附則

昭和20年8月6日、人類史上最初の原子爆弾によって壊滅的な打撃を受けた本市は、廃墟の中から、堪え難い悲しみと苦しみを乗り越えて復興に立ち上がった。昭和24年には、日本国憲法第95条の規定に基づく特別法として、全国で初めて行われた住民投票により市民の圧倒的多数の賛成をもって広島平和記念都市建設法が制定され、市民の英知とたゆまぬ努力、国内外からの温かい援助などにより、本市はめざましい復興・発展を遂げていった。

本市議会は、そうした歴史の上に立ち、今日をつくり上げてきた先人の意思を継承し、恒久平和の象徴としての平和記念都市広島の建設に努めるとともに、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を全世界に強く訴え続けてきた。また、本市議会は、社会や市民の要請に的確に対応した都市づくりを進めるため、議会の有する権限を適切に行使しながら、市民の代表として、その意思を的確に市政に反映させ、もって市民の負託にこたえることを目的として活動を行ってきたところである。

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行後、地方分権改革が進められ、地方公共団体の役割や責任が拡大する中にあって、二元代表制の下で、地方議会が果たすべき役割や責務は増大している。

こうした中で、本市議会が、今まで以上にその役割と責務を果たしていくためには、これまでの活動を更に推し進めるとともに、議会の機能強化や改革に取り組み、より一層、市民に信頼される議会を構築することが求められている。

このような認識の下、本市議会は、議会の基本理念及び基本方針を定め、議会及び議員の活動原則等を明らかにし、市民の負託に全力でこたえることを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市議会（以下「議会」という。）の基本理念及び基本方針を定め、議会及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確にこたえ、もって市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市民自治の観点から、時代を先導し、真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とする。

（基本方針）

第3条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に發揮すること。
- (2) 市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (3) 人類史上最初の被爆都市として、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に向けて、全力で取り組むこと。

## 第2章 議会及び議員の活動原則等

（議会の活動原則）

第4条 議会は、市民を代表する合議制の機関として、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 活動について市民に説明する責務を果たすこと。
- (3) 市民の負託に的確にこたえる議会の在り方を不斷に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

（議員の活動原則）

第5条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、自らの職責を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政に関する市民の意思の把握に努めること。
- (2) 市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。
- (3) 議会の活動について市民に説明する責務を果たすよう努めること。
- (4) 自らの資質向上のため、不断の研さんへ努めること。

（議員の政治倫理）

第6条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めるものとする。

（会派）

第7条 議員は、活動するため、議会における会派（以下「会派」という。）を結成することができる。

- 2 会派は、政策の立案、提言等に関し、会派間で調整を行い、議会における合意形成に努めるものとする。
- 3 会派は、市政に関する市民の意思の把握、市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究並びにその所属する議員の活動に必要な研修等を行うものとする。

### 第3章 市民との関係

#### (市民参加の機会の充実)

第8条 議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

#### (広報広聴機能の充実)

第9条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

#### (委員会の公開)

第10条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、常任委員会及び特別委員会を原則として公開する。

#### (議会の活動に関する情報の公開)

第11条 議会は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）により、その活動に関する情報を迅速に公開するものとする。

### 第4章 市長等との関係

#### (市長等との関係)

第12条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市勢の発展に取り組むものとする。

#### (確認の機会の付与)

第13条 議長並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）の委員長は、会議及び委員会における審議又は調査等の充実を図るため、会議及び委員会の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等又はその職員に対し、議員及び委員の発言の趣旨について確認の機会を付与することができる。

### 第5章 議会の機能強化等

#### (議会の機能強化)

第14条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する議会の機能を強化するものとする。

#### (調査機関の設置)

第15条 議会は、議会における審議の充実、議会による政策形成機能の強化及び政策

の効果の評価のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

（議会改革）

第16条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項の規定による取組を行うため、地方自治法第100条第12項の規定により、議員で構成する検討組織を設置することができる。

（議会事務局の機能強化等）

第17条 議会は、自らの政策立案能力を向上させ、その活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

第6章 雜則

（他の条例等との関係）

第18条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

（検討）

第19条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成23年3月22日条例第34号)

## 新潟市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員（第3条—第7条）

第3章 市民と議会（第8条—第10条）

第4章 議会と市長等との関係（第11条—第13条）

第5章 議会運営（第14条—第18条）

第6章 議会の体制整備（第19条—第22条）

第7章 補則（第23条・第24条）

#### 附則

日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員により構成される議事機関であり、意思決定機関としての役割を担っています。

自治体の自主的な決定と責任が拡大した今日、議会が地域における住民自治の発展と市民福祉の向上のために果たすべき役割は、ますます大きくなっています。地方自治を推し進めるためには、主権者である市民と自治体が信頼関係を築き、協働の精神をはぐくむことが不可欠であり、市民の議会への参画の保障等、議会に対する市民の権利を明確にする必要があります。

議会は、その持てる立法機能、監視機能、調査機能、政策形成機能等の権能を十分に駆使し、自由かつ達な議論と討論を通して、市長等が行う計画等の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を広く市民に明らかにするとともに、最良の決定を導き出さなければなりません。

新潟市は、多様な暮らしや個性的な歴史ある文化を持つ近隣市町村が合併し、都市と農村が共存する政令指定都市となりました。大都市としての課題を抱えると同時に、各区及び各地域にはそれぞれの諸課題があります。議会は、これらの課題について市民の意見を聴取し、広い識見に基づいて市政に反映させていく責務があります。

よって議会は、このような役割と責務を自覚し、市民の負託にこたえていくため、市民に信頼され市民に開かれた議会を実現し、本市における民主主義と市民自治を進展させ、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、議会に関する基本となる事項を定め、議会の役割と責務を果たし、

市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とします。

(条例の遵守等)

第2条 議会及び議員は、この条例を遵守して議会を運営しなければなりません。

2 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。

第2章 議会及び議員

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担います。

- (1) 議案、陳情等（以下「議案等」といいます。）の審議及び審査をし、議決を行うこと。
- (2) 自治立法権を發揮するとともに、政策提案を行うこと。
- (3) 市長その他の執行機関及び公営企業管理者並びにその職員（以下「市長等」といいます。）の事務の執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映させること。
- (5) 意見書、決議等により、国等への意見表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会審議に市民の多様な意見を反映させることは、議会活動の基本であり、市民の代表にふさわしい充実した審議及び討論を行うこと。
- (2) 市民の信頼性を高めるよう不断の努力を行い、議会運営の公正性及び透明性を確保すること。
- (3) 市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (4) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、様々な機会を活用して市民への説明責任を果たすこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関の構成員として、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 市民の意見を的確に把握し、市民の代表として議会で十分に審議及び討論を尽くすこと。
- (2) 自らの議会活動を市民にわかりやすく説明すること。
- (3) 各区の実情の把握に努めるとともに、市政全体を見据えた広い視点及び長期展望を持って的確な判断を行うこと。
- (4) 高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。
- (5) 自らの資質の向上を図るために、不断の研さんを怠ること。

(議長及び副議長)

第5条 議長は、議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議

会運営を行わなければなりません。

2 議長は、議会の秩序の保持に努め、効率的に議事を整理し、議会の事務をつかさどります。

3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用します。

(推進組織の設置)

第6条 議会は、この条例の趣旨を実現し、不断の改革に取り組むため、議員で構成する推進組織を設置します。

2 推進組織は、その目的を達成するため、市民及び学識経験者等の意見を積極的に聞くものとします。

3 前2項の定めるもののほか、推進組織については、別に定めます。

(会派)

第7条 議員は、基本的な理念を共有する議員をもって会派を結成することができます。

2 会派は、必要に応じて会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図ります。

3 会派は、議員の意思を尊重しその活動を支援するとともに、政策提案のために調査研究を行います。

4 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めます。

### 第3章 市民と議会

(市民参画の推進)

第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努めます。

2 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めます。

3 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、提案者の申出により、意見を聴く機会を設けます。

4 議会は、市民、市民団体、民間非営利団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。

5 議会は、議会活動に関する情報を市民と共有し、市民参画を推進するため、議会報告会を開催します。

(広報及び広聴の充実)

第9条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的に公開し、及び発信します。

2 議会は、議会の広報及び広聴について不斷に検討し、充実を図るものとします。

(会議等の公開)

第10条 議会は、市民に対する説明責任を果たし、市民が主体的に市政に参画することができるよう、傍聴、インターネットの利用その他の方法で会議等を公開します。

2 議会は、公開した会議等で使用した資料及び会議録を積極的かつ速やかに公開しま

す。

#### 第4章 議会と市長等との関係

##### (市長との関係)

第11条 議会は、市長と同じく市民から選挙された議員による議事機関であり、市長とは独立対等の立場で、緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

##### (議会への説明等)

第12条 市長等は、計画、政策、施策又は事業（以下「計画等」といいます。）を作成し、又は変更するときは、その計画等の論点を明確にすること及び水準を高めることに資するため、議会に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう努めるものとします。

- (1) 計画等の作成又は変更の理由及び経緯
- (2) 他の自治体の類似する計画等との比較検討
- (3) 市民参画の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置及び将来にわたるコスト計算
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとします。

3 市長等は、予算の調製又は計画等の作成若しくは変更に当たっては、関連する決議に含まれる議会の意見表明及び政策提言の趣旨を尊重するものとします。

4 市長等は、議会又は議員から市政の調査に必要な資料提出の請求があった場合及び市政について説明を求められた場合は、これに誠実に対応するよう努めるものとします。

##### (議決事件)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、別に条例で定めます。

#### 第5章 議会運営

##### (議会運営)

第14条 議会は、議員及び会派相互間の活発な討議を行うとともに、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めます。

2 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにしなければなりません。

##### (臨時会の招集)

第15条 議長は、市民の負託にこたえるため、会議に付議すべき事件がある場合は、

議会運営委員会の議決を経て、市長に臨時会の招集を請求することができます。

- 2 議員定数の4分の1以上の者は、会議に付議すべき事件がある場合は、市長に臨時会の招集を請求することができます。

(議員間討議)

第16条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、積極的に議員相互間の討議に努めます。

- 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策提案を積極的に行います。

(委員会の活動)

第17条 委員会は、市政に関する課題及び市の事務に関する調査を行い、付託された事件については、最良の意思決定を導くために慎重かつ活発な審査を行います。

- 2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、法第109条第7項に規定する権能に基づき政策提案を行います。

3 特別委員会は、付議事件について、適切かつ迅速に対応するため、目的及び期間を定めて、課題の審査及び調査を行います。ただし、特別委員会の設置目的が達成された場合は、その設置期間にかかわらず、速やかにこれを改組し、又は廃止します。

4 委員会は、議案等の審査及び所管に属する事項の調査に当たり、市長等に資料の提出を求めることができます。この場合において、市長等は、誠実に対応するものとします。

(会議等における質疑応答等)

第18条 議員は、市長等の提出した計画等及び市政の課題について、会議等において論点及び争点が市民にとって明らかになるよう質疑し、又は質問します。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとします。

- 2 本会議における質問については、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式を選択することができます。

3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言することができます。

## 第6章 議会の体制整備

(議会の機能の強化)

第19条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに議会が行う政策提案に関する機能を強化します。

(学識経験者等の活用)

第20条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験者等を積極的に活用するものとします。

- 2 議会は、前項の専門的事項に係る調査のため必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができます。

(議会事務局)

第21条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会事務局の機能強化に努めます。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めます。

#### 第7章 補則

(別に条例で定める事項)

第23条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定めます。

(条例の見直し)

第24条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行います。

#### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。